



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年9月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき、「仮称リサイクルパークあさお建設事業」に係る条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
	指定開発行為の名称	仮称リサイクルパークあさお建設事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） 廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか （区域面積：約5.5ha）
	指定開発行為の目的	一般廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	ごみ焼却処理施設面積 約 9,600m ² 粗大ごみ処理施設面積 約 3,000m ² リサイクル施設面積 約 3,000m ² 処理能力 ごみ焼却処理施設 450t / 24時間、粗大ごみ処理施設 55t / 5時間、リサイクル施設 92t / 5時間
	指定開発行為の施行期間	平成19年度（着手予定）～平成26年度（完了予定）
環境影響評価の手続経過	平成17年11月2日：条例環境影響評価準備書公告 平成18年6月6日：条例環境影響評価審査書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成18年9月22日（金）～平成18年10月23日（月） （土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、ヨネッティー王禅寺は10月11日（水）から10月20日（金）までの臨時休館日のみを除き、三輪センターは第3水曜日の休館日のみを除く。） 時間：午前8時30分から午後5時まで（ヨネッティー王禅寺は午前9時から午後5時まで） （横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで） （三輪センターは午前8時30分から午後10時まで） （町田市役所は午前8時30分から午後5時15分まで）
	縦覧場所	川崎市：宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所、多摩区役所生田出張所、麻生区役所、ヨネッティー王禅寺及び本庁（環境局環境評価室） 横浜市：青葉区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） 町田市：三輪センター及び町田市役所（環境保全課）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm